

社会福祉法人 如水福社会  
役員および評議員の報酬等に関する規定

(目的および意義)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人如水福社会（以下「この法人」という。）の定款第 8 条及 び第 22 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、表 1 のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、報酬を辞退する役員等には支給しない。

表 1.役員等への報酬

理事	委員会ごとに 5,000 円/人
監事	委員会ごとに 5,000 円/人
評議員	委員会ごとに 5,000 円/人

(報酬等の支給方法)

第 4 条 当該年度の報酬は次年度の定時評議員会までに支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。  
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

附則 この規則は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。